

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第2号

平成23年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年2月10日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 蕨 和 雄

1. 期 日 平成23年2月17日(木)午後2時00分開議
2. 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○平成23年2月17日

○現在議員12名で次のとおり

1番	藤	崎	良	次
2番	岡	村	芳	樹
3番	檀	谷	正	彦
4番	三	橋	秀	夫
5番	立	崎	金	治
6番	山	本	邦	男
7番	小	澤	定	明
8番	古	川	宏	史
9番	福	田		守
10番	内	海	和	雄
11番	越	川	廣	司
12番	宮	野	孝	雄

平成23年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成23年2月17日(木曜日)午後2時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第5号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

議案第5号 質疑、討論、採決

日程第4 一般質問

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第5号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 議案第4号の質疑、討論、採決
10. 議案第5号の質疑、討論、採決
11. 一般質問
12. 閉 会

○出席議員（11名）

1番	藤	崎	良	次
2番	岡	村	芳	樹
3番	檀	谷	正	彦
4番	三	橋	秀	夫
5番	立	崎	金	治
6番	山	本	邦	男
7番	小	澤	定	明
8番	古	川	宏	史
9番	福	田		守
10番	内	海	和	雄
12番	宮	野	孝	雄

○欠席議員（1名）

11番	越	川	廣	司
-----	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	蕨		和	雄
副 管 理 者	北	村	新	司
副 管 理 者	小	坂	泰	久
会 計 管 理 者	山	本	信	博
消 防 長	鈴	木	義	信
次 長	岡	田	文	夫
消防本部参事兼 総務課長	今	井	定	男
消防本部参事兼 企画課長	鈴	木	昭	三
予 防 課 長	斉	藤	知	久
査察調査課長	滝	口	喜	代松
消防本部参事兼 警 防 課 長	篠	田	啓	一
通 信 指 令 課 長	豊	田	光	弘
佐倉消防署長	杉	原		芳
志津消防署長	麻	生		修
八街消防署長	岩	瀬	孝	行

酒 々 井 今 井 秀 夫
消 防 署 長

○議会議務局出席職員氏名

書 記 大 島 立 美
書 記 安 藤 純 一

開会及び開議の宣告

(午後 2時02分)

○議長(檀谷正彦君) ただいまの出席議員は1名で、議員定数の半数以上に達しております。よって、平成2年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

諸般の報告

○議長(檀谷正彦君) 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員より例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

消防長、鈴木義信君。

(消防長 鈴木義信君登壇)

○消防長(鈴木義信君) 消防長の鈴木義信でございます。お許しをいただきまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、お手元に配付させていただきました行政報告資料に基づきまして、平成2年中の災害救急活動状況につきましてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の行政報告資料の1ページをお開きいただきたいと思います。初めに、火災の概要についてでございます。まず、1の出火件数につきましては、第1表をごらんいただきたいと思います。平成2年中の消防組合管内出火件数は100件ございまして、前年と比較いたしますと8件、8.7%の増加でありました。火災種別では、建物火災が62件で、全体の62%を占めております。林野火災は3件で、車両火災は1件、雑草火災などのその他火災につきましては24件ございました。

第2表をごらんください。構成市町ごとの出火件数であります。佐倉市が49件で12件、19.7%の減少、八街市が39件で15件、62.5%の増加、酒々井町は12件で5件、71.4%の増加でありました。昨年の構成市町ごとの出火件数では、平成2年と比較しまして、佐倉市は減少いたしました。八街市と酒々井町では若干増加いたしております。

それでは、3ページをお開きいただき、2の出火率でございますが、消防組合管内の人口1万人当たりの出火件数は3.6件でございます。構成市町別では、佐倉市が2.8件、八街市が5.1件、酒々井町が5.5件ございました。

次に、4ページをお開きいただき、4の損害額でございますが、第6表のとおり平成2年中の火災による損害額は1億6,541万2,000円で、前年と比較いたしますと894万2,000円、5.7%の増加ございました。

次に、5ページ中ほどの5の死傷者数でございますが、第7表をごらんいただきたいと思ひます。平成22年中の火災による死者は3人で、負傷者は28人であり、前年と比較いたしますと死者で1人、負傷者で12人とそれぞれ上回っております。

次に、7ページをお開きいただき、中ほどの8の出火原因でございますが、第1表をごらんいただきたいと思ひます。出火原因で最も多いのが放火でございます。これは放火の疑いを含めてでございますが、24件ありました。全体の24%を占めております。続いて、こんろによるものが13件、たき火、たばこがそれぞれ1件の順となっております。以上が火災の概要についてでございます。

続きまして、9ページをお開きいただき、第2の救急業務の実施状況についてご報告をさせていただきます。1の救急活動状況につきましては、第1表をごらんいただきたいと思ひます。平成22年中の消防組合管内の出動件数は、一番右の計の欄になりますが、9,960件で、前年と比較いたしますと613件、6.6%の増加でありました。これは1日当たり約27.2件の救急が発生しているということになります。第2表の搬送人員につきましては9,239人で、前年に比へまして527人、6%の増加でありました。増加の背景といたしましては、65歳以上の高齢者が占める割合が高くなっていることや、昨年の暑さでの熱中症、またインフルエンザ傷病者の増加が考えられます。

続いて、構成市町別の出場件数ですが、11ページから13ページに記載をしております。佐倉市が6,148件で、全出場件数の61.7%、八街市が3,086件で、31%、酒々井町が726件で、7.3%となっております。

次に、15ページに進んでいただきたいと思ひます。4の事故種別年齢区分別搬送人員状況でございますが、第8表のとおり65歳以上の高齢者の搬送人員が4,475人で、全体の48.4%を占めており、そのうち急病による者が3,165人と、70.7%となっております。

次に、16ページをお開きいただきたいと思ひます。5の傷病程度別搬送人員状況でございます。第9表にあるとおり全搬送人員の46.7%が軽症となっております。中等症の41.3%と合わせますと88%で、いまだ高い率を示しております。このことから、引き続き救急車の適正利用を市町民に呼びかけていく必要があると考えております。

次に、飛びまして21ページをお開きいただきたいと思ひます。11の事故種別ドクターヘリ要請状況であります。第15表をごらんいただきたいと思ひます。ドクターヘリと連携した救急活動でございますが、平成22年中は143件で、前年より12件減少いたしております。

続きまして、24ページをお開きいただきたいと思ひます。第3の救助業務の実施状況でございますが、平成22年中の救助出場件数は60件でございます。前年より8件の減少でございます。

次に、26ページをお開きいただきたいと思ひます。第4の各種災害活動の概要でございますが、1の救急支援出動についてでございます。救急支援出動は、現場から近い署所の救急車が出動中のときや、傷病者を建物等からの搬出または救急車内への収容が困難あるいは交通量が多い国道の交通事故などで二次災害を防止するためなど、消防隊が救急隊と同時に出動し、応急処置や安全確保及び搬出

や車内収容の支援活動を行うものであります。平成 22 年中の救急支援出場件数は 1,096 件で、前年に比べまして 146 件、15.4% の増加でありました。以上が平成 22 年中の災害救急活動状況の概要でございます。

続きまして、配付資料はございませんが、佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事の進捗状況についてご報告を申し上げます。改修工事については、平成 22 年 11 月 18 日に中間検査を行いまして、躯体の補修、屋根材の設置、軽量鉄骨壁下地工事、建具等の設置工事を現在実施しております。今後は外壁の補修、吹きつけ、壁、床等の仕上げ工事を行います。

当初平成 23 年 2 月末の工事完了予定でございましたが、旧通信指令課棟の外壁及び別棟倉庫にアスロックまたはフレキシブルボード等の非飛散性アスベスト成形板を使用していたこと、さらに 3 階以上のスラブの厚みが既存図面と相違していたことや、躯体の補修工事が必要になったことなどの理由により撤去及び補修工事に想定以上の期間を要したため、請負業者も 2 月末の工事完了に最善の努力をしまいましたが、増加した工事とあわせ平成 23 年 3 月 18 日までの工期の延長について、平成 23 年 2 月 9 日付で変更契約を締結いたしました。

なお、完成検査につきましては平成 23 年 3 月 10 日を予定しております。

角来出張所の外構工事につきましては、平成 22 年 11 月 26 日に大昌建設株式会社と請負契約を締結し、庁舎周囲の舗装、フェンス等の補修工事を行います。現在のところ既存フェンスの撤去が終了し、今後フェンスの設置、オイルタンク等の撤去及び周囲の舗装工事を行います。

平成 23 年 4 月 1 日からは、現在佐倉消防署に勤務しております角来出張所の職員を配置し、出張所として新たな運用を開始する予定でございます。

続きまして、八街消防署庁舎耐震改修及び増改築工事実施設計業務委託の進捗状況についてご報告を申し上げます。平成 22 年 5 月 25 日に千葉市中央区栄町 36 番 10 号、株式会社カトウ建築事務所と八街消防署庁舎耐震改修及び増改築工事実施設計業務委託契約を締結いたしました。平成 22 年 10 月 30 日に完了いたしました耐震診断の結果、I s 値が 0.78 でありましたことから当消防組合の既存建築物耐震対策要綱に基づき I s 値を 0.9 まで引き上げる補強を行おうとするものでございます。

今回の実施設計では、耐震改修の補強工事と併わせ消防業務の拡充に伴い手狭となりました八街消防署庁舎を増築し、勤務環境の整備を図るための実施設計業務を平成 23 年 1 月 31 日に完了いたしました。八街消防署庁舎耐震改修及び増築工事につきましては、平成 23 年度及び平成 24 年度の継続事業として実施いたす予定でございます。工期につきましては 1 ヶ月間を予定しており、工事の着手が 7 月下旬から 8 月上旬を予定しておりますので、工事完了につきましては平成 24 年 6 月末を予定しております。この事業の主な工事についてですが、既存庁舎の補強工事と老朽化した内部の改修工事を行うとともに、敷地東側に鉄骨造 2 階建て庁舎を増築いたします。増築の庁舎については、1 階に車庫、仮眠室、着装室等を設置し、2 階につきましては、主に仮眠室スペースとなる予定です。また、女性職員用の仮眠室も設置し、女性職員が勤務できる環境を整備いたします。今回八街消防署に女性

用仮眠室等を設置することによりまして、佐倉消防署臼井出張所、7月に完了いたします角来出張所とあわせまして4署所に女性職員を配置することが可能となりますので、救急業務の推進に寄与するものと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

会議録署名議員の指名

○議長（檀谷正彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定において、議席番号2番、岡村芳樹君、議席番号4番、三橋秀夫君の両名を指名いたします。

会期の決定

○議長（檀谷正彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議案第1号から議案第5号の上程、説明

○議長（檀谷正彦君） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第5号までの5件を一括議題とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第5号までの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、蕨和雄君。

（管理者 蕨 和雄君登壇）

○管理者（蕨 和雄君） 本日ここに平成23年2月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝を申し上げます。

それでは、ただいまから本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合基本構想の策定についてでございますが、現在の基本構想は、昭和59年7月に策定され、既に26年以上が経過し、社会情勢の変化に伴い、ここで見直しをしようとするものでございます。

議案第2号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,38万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,808万3,000円といたそうとするものでございます。

歳入の補正は、諸収入を増額し、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金及び組合債を減額するものでございます。歳出の補正は、総務費で積立金を減額し、消防費で共済費を増額し、給料、職員手当及び備品購入費を減額し、庁舎建設費で工事請負費を増額するものでございます。

地方債の補正につきましては、事業費確定に伴い限度額を、消防車両整備事業費につきましては2,900万円に、消防庁舎改修事業につきましては1,900万円に減額し、消防救急無線広域化・共同化事業につきましては、市町村振興協会からの助成金確定により減額するものでございます。

議案第3号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億8,507万7,000円といたそうとするものでございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ前年度に比べ10%、4億85万6,000円の増でございます。

歳入の主なものは、構成市町からの分担金及び負担金が39億7,805万3,000円、財政調整基金からの繰入金が8,000万円、諸収入が5,760万9,000円、組合債が3億5,480万円などでございます。歳出では、前年度と比べ議会費が25.9%、50万4,000円、総務費は1.1%、9,000円、公債費は0.6%、173万9,000円の減となり、消防費は10.9%、4億1,076万8,000円の増となっております。

主な事業としては、志津消防署志津南出張所のはしご付消防自動車の分解整備、志津消防署の災害対応特殊救急自動車の更新、消防救急無線広域化・共同化事業、共同運用消防指令センター事業及び八街消防署庁舎耐震改修工事を行う予定でございます。

議案第4号 千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の制定に関する協議についてでございますが、共同して消防指令事務を管理し、及び執行するため、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約を制定することについて協議をするに当たり議決を求めるものでございます。

議案第5号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、千葉県市町村総合事務組合の組織団体の数が減少すること及び規約を改正することについて協議をするに当たり、議決を求めるものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（檀谷正彦君） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長、岡田文夫君。

○次長（岡田文夫君） 次長の岡田文夫でございます。提案理由の細部説明をいたします。

初めに、議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合基本構想の策定についてご説明をいたします。当消防組合では昭和59年7月に基本構想を策定いたしました。基本構想につきましては、達成年度の期限を定めておりませんが、社会情勢等の変化に伴い、ここで見直しをしようとするものであります。

基本構想は、全体といたしまして趣旨、計画の達成期間、大綱という形にまとめました。

基本構想の1ページをお開きいただきたいと思います。1、趣旨では、本構想の目指すまちの姿を災害に強い、安全なまちづくりと定め、その実現に向けて消防防災体制の充実強化を掲げ、当消防組合の新たな指針とし、本構想のもと住民が安全安心を実感できるまちづくりを推進することとしております。

2ページにお進みください。次に、2、計画の構成と期間につきましては、達成年度を設定しない長期的な計画としております。

次に、そのまちづくりを実現するため、3、大綱といたしまして、（1）消防体制の整備、3ページにお進みください。（2）救急、救助体制の充実。（3）予防体制の充実。4ページにお進みいただきまして、（4）災害情報体制の充実、（5）消防組織体制の整備の5項目を定め、その実現の方策を記載いたしました。

なお、基本構想の推進のため基本計画を10年単位で、実施3か年整備計画を3年単位で見直しを行いながら策定し、事務の効率的な執行を推進しております。

以上で議案第1号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第2号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について、ご説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の補正は歳入歳出それぞれ2,38万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億8,808万3,000円といたそうとするものでございます。

補正の内容につきましては、6ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明してまいりたいと思います。

1の歳入でございますが、1款分担金及び負担金の補正内容につきましては、2項負担金、1目広域化整備費負担金で、補正前の額10万5,000円で、46万7,000円を減額し、54万8,000円といたそうとするものでございます。構成市町別の内訳といたしましては、佐倉市が28万7,000円の減額、八街市が13万1,000円の減額、酒々井町が4万9,000円の減額でございます。減額の理由につきましては、消防救急無線広域化・共同化事業助成金確定によるものでございます。

2款使用料及び手数料の補正内容につきましては、1項手数料、1目手数料で、補正前の額250万円

で、164万円を減額し、86万円といたそうとするものでございます。減額の理由につきましては、危険物許可申請手数料の減額によるものでございます。

5 款財産収入の補正内容につきましては、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金で、補正前の額20万円で、6万9,000円を減額し、13万1,000円といたそうとするものでございます。減額の理由につきましては、財政調整基金の預金利子でございます。

7 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金につきましては、補正前の額1億1,220万2,000円で、1,920万2,000円を減額し、9,300万円といたそうとするものでございます。減額の理由につきましては、予算執行残見込みを財政調整基金の繰入金から減額するものでございます。

9 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入につきましては、補正前の額709万8,000円で、396万7,000円を増額し、1,106万5,000円といたそうとするものでございます。増額の理由といたしましては、消防救急無線広域化・共同化事業助成金による増額でございます。

10 款組合債、1 項組合債、1 目組合債につきましては、補正前の額5,440万円で、640万円を減額し、4,800万円といたそうとするものでございます。減額の理由といたしましては、事業費等の確定による減額でございます。以上が歳入についてでございます。

7 ページをごらんいただきたいと思います。2 の歳出でございますが、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、補正前の額が69万円で、6万9,000円を減額し、補正後の額を62万1,000円といたそうとするものでございます。補正の内容でございますが、2 節積立金で財政調整基金積立金を6万9,000円を減額するものでございます。

次に、3 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費につきましては、補正前の額が37億6,555万6,000円で、3,072万3,000円を減額し、補正後の額が37億3,483万3,000円といたそうとするものでございます。補正の内容でございますが、2 節給料は690万3,000円の減額で、給与改定等によるものでございます。3 節職員手当等は、3,571万円の減額で、期末勤勉手当の率の改正等によるものでございます。4 節共済費は1,301万9,000円の増額で、千葉県市町村職員共済組合負担金の負担率の改定によるものでございます。1 8 節備品購入費は112万9,000円の減額で、車両購入費確定によるものでございます。3 目庁舎建設費につきましては、補正前の額が3,358万8,000円で、698万1,000円を増額し、補正後の額が4,056万9,000円といたそうとするものでございます。補正の内容でございますが、1 5 節工事請負費698万1,000円の増額で、佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事可動柵等設置工事によるものでございます。以上が歳出の説明でございます。

次に、3 ページをお開きいただきたいと思います。第2表、地方債補正でございますが、事業費確定に伴い限度額を、消防車両整備事業につきましては2,900万円に、消防庁舎改修事業につきましては1,900万円に減額し、消防救急無線広域化・共同化事業につきましては、千葉県市町村振興協会からの助成金確定により減額いたそうとするものでございます。以上で議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について、ご説

明をさせていただきます。一般会計歳入歳出予算事項別明細書によりご説明をしてみたいと思います。お配りいたしました予算書の7ページをお開きください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金につきましては、39億7,805万3,000円で、前年度と比べまして6,509万7,000円の増額でございます。1目常備消防費分担金につきましては、36億5,051万8,000円で、前年度と比較いたしまして、4,930万6,000円の増額でございます。2目長期償還分担金につきましては、3億385万2,000円で、前年度と比べまして173万9,000円の減額でございます。

2項負担金、1目広域化整備費負担金619万3,000円につきましては、消防救急無線広域化・共同化事業並びに共同運用消防指令センター整備事業について、構成市町にご負担をいただくこととさせていただきます。2目庁舎建設費負担金1,749万円につきましては、八街消防署庁舎耐震改修工事にかかる監理業務委託、設計意図伝達業務委託及び工事請負費にかかる経費をご負担いただくものでございます。

2款使用料及び手数料につきましては、危険物施設許可申請手数料等の200万円でございます。前年度と比較いたしまして、50万円の減額でございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。3款1項1目国庫補助金、1,241万2,000円につきましては、緊急消防援助隊設備費補助金で、内容につきましては、志津消防署の災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の更新でございます。

5款財産収入、1項1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金の預金利子といたしまして20万円を計上いたしております。

7款繰入金、1項1目財政調整基金繰越金につきましては8,000万円で、前年度と比較いたしますと2,000万円の減額でございます。

9款諸収入、2項1目雑入につきましては5,760万8,000円で、前年度と比較いたしますと5,110万8,000円の増額でございます。内容につきましては、東関東自動車道救急業務支弁金が150万円、保険事務手数料等で500万円、消防救急無線広域化・共同化事業助成金5,110万8,000円を計上してございます。

10款組合債につきましては、3億5,480万円でございまして、前年度と比べまして3億40万円の増額でございます。組合債の事業といたしましては、消防車両等整備事業といたしまして、災害対応特殊救急自動車1台、高度救命処置用資機材1式及び化学防護服5着並びに消防庁舎改修事業で八街消防署八街南部出張所庁舎改修工事、八街消防署庁舎耐震改修工事管理業務委託及び八街消防署庁舎耐震改修工事費並びに消防救急無線広域化・共同化事業を予定してございます。以上が歳入についてでございます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。歳出でございますが、1款議会費につきましては、143万9,000円でございます。前年度と比べまして50万4,000円の減額でございます。

2款総務費は78万5,000円でございます。前年度と比べまして9,000円の減額でございます。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。3款消防費は4億7,700万円で、前年度と比べまして4億1,076万8,000円の増額でございます。消防費のうち1項1日常備消防費につきましては、3億7,170万9,000円でございます、前年度と比べまして3,623万円の増額でございます。

18ページをお開きいただきたいと思います。2目広域化整備費1億8,560万1,000円につきましては、消防救急無線の広域化・共同化及び共同運用消防指令センター整備事業につきましても負担金でございます。3目庁舎建設費2億1,969万円につきましては、八街消防署庁舎耐震改修工事に伴います監理業務委託、設計意図伝達業務委託並びに工事請負費でございます。

19ページに進んでいただきまして、4款公債費につきましては3億385万3,000円でございます、前年度と比べまして173万9,000円の減額でございます。

5款予備費につきましては、200万円の予算化をしようとするものでございます。

続きまして、平成23年度の主な事業についてご説明をさせていただきたいと思います。別冊の平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算資料をごらんいただきたいと思います。その5ページをお開きいただきたいと思います。5の主要事業の概要をごらんいただきたいと思います。主な事業につきましてもご説明をさせていただきたいと思います。

(1)常備消防費関係でございますが、はしご車分解整備事業につきましては、志津消防署志津南出張所配置のはしご車を保安点検基準に基づき、オーバーホールを行うものでございます。続きまして、災害対応特殊救急自動車購入事業につきましては、志津消防署配置の更新で、8年が経過し、整備計画に基づきまして更新しようとするものでございます。

次に、6ページにお進みください。(2)の広域化整備費関係でございますが、消防救急無線広域化・共同化事業及び共同運用消防指令センター事業を計上してございます。

(3)庁舎建設費の事業でございますが、八街消防署の庁舎につきましても、耐震改修工事監理業務の委託及び工事費を計上してございます。以上で主要事業についての説明を終わります。

次に、また予算書にお戻りいただき、4ページをお願いしたいと思います。第2表につきましては、継続費についてでございます。八街消防署庁舎耐震改修工事監理業務委託につきましては、平成23年度が755万3,000円、平成24年度が112万9,000円、八街消防署庁舎耐震改修工事につきましては、平成23年度が2億1,120万2,000円、平成24年度は3,155万8,000円といたしまして、継続費を設定しようとするものでございます。

第3表につきましては、地方債につきましても記載をしております。消防車両等整備事業、消防庁舎改修事業及び消防救急無線広域化・共同化事業といたしまして、合計で起債の限度額を3億5,480万円に設定しようとするものでございます。

なお、予算書の20ページ以降に記載してございます給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書につきましては記載のとおりでございますので、省略をさせていただきたいと思っております。以上で議案第3号の説明でございます。

続きまして、議案第4号 千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の制定に関する協議についてご説明をさせていただきます。

現在県内におきまして進められております県域を2つのブロックに分け、消防本部ごとに行っている指令事務を共同して管理し、及び執行する法定協議会を設置するため、協議会の規約を制定することについて地方自治法第252条の2第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第252条の2第3項の規定により議決をお願いするものでございます。

規約の内容といたしましては、地方自治法第252条の4に規定されております。本規約案には協議会規約に定めなければならない事項がすべて含まれております。規約本則は2条で構成されております。第1条から第5条につきましては協議会の目的、名称、協議会を設ける市町及び一部事務組合、担任する事務、協議会の事務所について定めております。第6条の組織につきましては、会長及び委員19人をもって組織すると定めております。第7条から第9条につきましては、会長の選任、会長の職務代理者の選任方法を定めております。第10条につきましては、協議会の事務に従事する職員の定数配分、会長の権限を規定いたしており、職員の選任方法につきましては、関係団体の消防長の推薦に基づき、会長が能動的に選任することと定めております。第11条から第14条につきましては、事務処理のための組織、協議会の会議、会議の招集、運営について定めております。第15条につきましては、関係団体の長等の名においてする事務の管理及び執行と協議会の担任する事務の管理及び執行を行う場合の条例等の取り扱いについて定めております。協議会で担任する事務の管理及び執行を行う場合、関係地方公共団体それぞれの条例、規則等に基づいて行うことが不便であり、不適當であるため、協議会を構成する一つの団体の条例、規則等を当該事務に関する条例等とみなし行うというものであります。第16条につきましては、経費の支弁について定めております。協議会は法人格を有していないことから特定の管理団体に対し関係団体が支出し、管理団体の予算に計上して、会長が支出命令権の委任を受け、予算執行することといたしております。第17条から第19条につきましては財産の取得、管理及び処分等の方法、その他の財産に関する事項、協議会の解散の措置について定めたものでございます。第20条につきましては、この規約案に基づき委任される事項について必要な規程を設けることができるとしております。最後に附則でございますが、共同指令センターの運用開始時期は、平成25年4月1日を目途としておりますが、協議会設立及び規約につきましては、工事、研修等の準備期間を考慮し、施行日について平成23年4月1日といたしております。以上が議案第4号の説明でございました。

続きまして、議案第5号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ご説明をさせていただきます。

千葉県市町村総合事務組合の組織団体である館山市及び南房総市学校給食組合が、平成23年3月31日をもって解散することにより、組合の組織団体が減少することから、組合の規約を改正することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第

290条の規定により議決をお願いするものでございます。

以上で提案理由の細部説明を終わりにさせていただきます。

○議長（檀谷正彦君） 議長より一言申し上げます。

これ以降は再質疑、2回目以降の質疑と、それから一般質問における再質問の際には答弁は、執行部におかれましては、自席より行うようお願いをいたします。

議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（檀谷正彦君） 議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合基本構想の策定についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合基本構想の策定について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（檀谷正彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（檀谷正彦君） 議案第2号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 平成22年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決を

いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(檀谷正彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(檀谷正彦君) 議案第3号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(檀谷正彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(檀谷正彦君) 議案第4号 千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の制定に関する協議について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号 千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の制定に関する議について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(檀谷正彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(檀谷正彦君) 議案第5号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(檀谷正彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(檀谷正彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件は終了いたしました。

一般質問

○議長(檀谷正彦君) 続きまして、日程第4、一般質問を行います。

議席番号2番、岡村芳樹君の質問を許します。

議席番号2番、岡村芳樹君。

(2番 岡村芳樹君登壇)

○2番(岡村芳樹君) 議席2番、岡村芳樹でございます。通告に従いまして順次質問いたします。

1、災害出場時における携帯無線機の使用及び必要性について伺います。署活動系携帯無線機につ

いて。テレビのアナログ放送が今年7月で終了します。現在消防で使用している消防救急無線につきましても平成15年に電波法関係審査基準が改正され、既存のアナログ周波数の使用期限が平成28年5月31日とされました。そこで、まだ使用の規制を受けることのない署活動系携帯無線機の整備にいて消防組合の考えを伺います。

2、特殊勤務手当について伺います。先日さまざまなことについて他の消防と比較するなど調べておりましたところ、おやっと思うことがありました。それは特殊勤務手当がないことです。危険を伴う災害現場での士気の低下は、事故やミスにつながるだけでなく、生命にかかわる重要な問題になりかねません。消防は人なりと口で言うのは簡単です。物や機械ではない、人だということが基本であれば、命がけで働く職員のことを考えれば、たとえ100円でも人の気持ちとしてなくすべきではなかったのではないかと残念でなりません。いつごろ、何の目的で廃止になったのか、その際、きちんと議論されたのか、千葉県内の状況はどのような状況になっているのか、削減目的だとすれば、実際のどの程度の削減になったのか、今後特殊勤務手当の復活についてどう考えるのか伺います。

3、地域自主防災組織づくりへの協力について伺います。阪神・淡路大震災を教訓にした場合、想定を超える大地震等予期せぬ災害において、地域で自助、共助、共同の仕組みを立ち上げておくことはとても重要と考えます。そして、大きな災害の場合、公助が3日以上おくれることを想定した場合、各自治体において自主防災組織の立ち上げに奮闘していることと思います。そして、超高齢化社会に直面している今、高齢者、障害者、妊婦、子ども等災害弱者と言われる災害時要援護者の把握等地域の役割は今まで以上に増してきています。しかし裏腹に、思うように自主防災組織が立ち上がらず、地域格差が生じている現状があります。安心安全なまちづくりを考えますと格差が生じてはいけない問題と考えます。

そこで消防からも災害知識を有するプロの専門家として、今まで蓄積した知識、知見を提供していただき、各自治体と協議の上、地域自主防災組織を立ち上げるために、今まで以上に積極的な協力ができないか、検討いただきたいと思います。そして、立ち上がった後の的確な指導等について積極的ななかかわりをお願いしたいと思います。地域自主防災組織づくりへの積極的ななかかわり、協力について消防組合としてどのように対策を講ずるのか伺います。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（檀谷正彦君） 消防長。

○消防長（鈴木義信君） 消防長の鈴木義信でございます。岡村芳樹議員の質問にお答えをいたします。

最初に、災害出場時における署活動系携帯無線機の使用及び必要性についてのご質問にお答えいたします。

署活動系携帯無線機の必要性につきましては、隊員がそれぞれ携帯無線機を携帯し、刻々と変化する災害の状況を隊員おのおのが把握することにより災害活動時における隊員の安全確保が図れること、

及び無線通信の集中による混信の防止により効果的な現場活動が図られることにあります。

当消防組合における整備状況につきましては、今年度9機を購入し、現在指揮隊に1機、佐倉消防署に12機、志津消防署に4機、八街消防署に5機、酒々井消防署に2機、合わせて24機を配備しております。今後全隊員に配備できますよう計画的に整備を行ってまいります。

次に、特殊勤務手当についてのご質問にお答えします。特殊勤務手当につきましては、構成市町の厳しい財政状況に対処すべく人件費を削減するため、管理者等と協議の結果、平成19年4月から廃止となったものでございます。千葉県内の3消防本部中、特殊勤務手当を支給していない消防本部は、当消防組合と四街道市消防本部及び富里市消防本部の3消防本部でございます。実際の削減額につきましては、平成18年度の決算における特殊勤務手当の額は99万4,350円で、職員1人当たりの平均年間手当額は約2万6,000円でございます。

特殊勤務手当の廃止により、職員の士気が低下していることは実際問題として認められます。また、特殊勤務手当は地方交付税の単位費用に含まれている手当であることから、今後特殊勤務手当の支給につきまして構成市町との協議をしてまいります。

次に、地域自主防災組織づくりへの協力についてのご質問にお答えします。自主防災組織は、災害対策基本法第5条第2項におきまして、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として行政がその充実に努めるよう規定されております。連携して町の安全をみんなで守る共助、行政が災害に強い基盤整備づくりを進める公助をうまく連携させることで防災対策は効果を発揮するとされております。

このことから自主防災組織の設置にかかる啓蒙活動及び設置後の総合的な防災訓練等の技術指導等につきまして、構成市町担当部局と協議の上、積極的に参加協力をしてまいります。

以上をもちまして、岡村芳樹議員の質問の答弁を終わらせていただきます。

○議長（檀谷正彦君） 岡村議員。

○2番（岡村芳樹君） 議席2番、岡村芳樹でございます。自席より再質問を行います。

1番目の災害出動時における携帯無線機の使用及び必要性についてでございますが、この携帯無線機につきましては、トランシーバー無線もあるようですけれども、佐倉市ユーカリが丘の高層マンションやその他地域でも地形状況などにより入りにくくなる等支障があり、普及に適さないと聞いております。そこで現在ここで取り上げました署活動系携帯無線機の整備拡充については大変重要と考えております。今後計画的に全隊員に配備するとのことですが、一日でも早く前向きに整備が進みますようよろしくお願い申し上げます。

それと2つ目の特殊勤務手当につきましては、参考までにお聞きしますが、復活した場合に対象となるこの手当の種類、手当額について伺います。

○議長（檀谷正彦君） 総務課長。

○総務課長（今井定男君） 総務課長の今井定男でございます。

特殊勤務手当につきまして、平成18年当時の手当でございますが、まず火災あるいは救助業務等に
従事した場合、これがいわゆる災害活動手当として1回300円でございます。次に、特殊作業手当、こ
れはいわゆる10メートル以上の高所で作業をした場合、あるいは水中で潜水具をつけて活動を行った
場合、あるいは井戸穴等の深いところでの作業を行った場合、これがいわゆる特殊作業手当で1回当
たり300円、次に救急業務等で救急活動あるいは救急支援活動をした場合には1回200円、次に救急救
命士が特定行為をした場合については1回あたり500円、次に消防車につきましては、機関員という特
殊な、我々の認定した資格を持った隊員が運転するわけでございますが、この機関員、大型機関員の
場合が1日当たり300円、普通機関員が1日当たり200円と。以上が従前の特殊勤務手当の内容でござ
います。

○議長（檀谷正彦君） 岡村議員。

○2番（岡村芳樹君） これら復活に向けて、この特殊勤務手当、協議を開始するというようなこと
だと思えますけれども、埼玉県などでは廃止したところがないわけです。千葉県内でも、先ほど答弁
あったように3体部中3本部のみ、しかもすべて旧印旛郡市ということです。このことは新規採用の
優秀な人材の確保にも影響する問題だと思います。今後は割が合わないと、機関員等もなり手がなく
なるということも予想されます。私に関係者に聞き取りを行った結果においても、廃止が拙速だった
ということは火を見るより明らかでございます。これは否めない事実であります。将来に禍根を残す
ようなことはやってはいけないと思います。一日でも早く特殊勤務手当を復活させるべきと考えます。
このことは蕨新管理者にも強く言っておきたいと思います。ここでぜひ管理者の決意を伺いたいと思
います。

○議長（檀谷正彦君） 管理者。

○管理者（蕨 和雄君） 消防署の職務でございます火災活動、災害活動、そしてまた救急活動につ
きましては非常に危険を伴う職務でございます、一方では人命を守る非常に重要な仕事でございま
す。そういった観点から隊員の士気を考える意味から何とかこういった特殊勤務手当をつける方向で
考えてみたいというふうには考えております。一方で各構成市町から組合に対して経費の削減を申し
入れているところでございまして、そういった観点もございまして、経費全体をもう一度精査して、
削減できるところは削減しながら、そういった特殊手当のほうに何とか回せるように精査しながら検
討してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（檀谷正彦君） これにて岡村芳樹君の一般質問を終結いたします。

続きまして、議席番号1番、藤崎良次君の質問を許します。

議席番号1番、藤崎良次君。

（1番 藤崎良次君登壇）

○1番（藤崎良次君） 議席1番、藤崎良次でございます。一般質問を行います。

第1、耐震対策と消防本部の耐震対策項目などについて質問します。私たちが今住んでいるこの環境は、いつ大地震が起こってもおかしくないという、そういうような状態になっています。そのために災害対策はあらゆるところで取り組まれています。消防本部は災害の際には救助のために出動、活躍する必要がありますので、被災することは許されないという立場にあります。そこで現在までの耐震対策はどのように取り組まれているのかを聞きます。

消防署所の耐震対策はどのようなものが必要であると把握しているのか聞きます。

次に、その実施内容と今後の課題について聞きます。必要とされる耐震対策は現実的にどの程度まで実施されているのか聞きます。

そして、転倒防止措置等の具体的な方法はどのようにして行ったのかを聞きます。

次に、角来出張所の工事状況ですが、先ほど行政報告にもありましたけれども、角来出張所の耐震改修工事も進んでいますが、進捗状況はどのような状態であるのかお聞きします。

それから、非飛散性アスベストに対しては処理基準に基づき処分するということになりますけれども、具体的にどのようにしたのか、また廃棄物の最終処分はどのように、どこで行ったのか、これについて聞きます。

次に、第2として、消防業務への理解促進などについて質問します。

まず最初に、市民に理解を求めるとの実施項目として、消防の業務については多岐にわたる面があります。一般の市民にとっては常に接しているものでもありませんので、その業務について理解してもらおうような努力が必要であると思います。そして、消防業務に必要な場合は協力していただき、業務の円滑な遂行ができるようにする必要があります。それらについてどのように対処しているのかお聞きします。

次に、消防業務活動上の具体的な実施項目、消防隊、救急隊などの活動について具体的にどのように理解の促進を求めて実施しているのかお聞きします。

次に、消防車、救急車等への表示、これについて聞きます。消防車、救急車等への表示は現実的にどのようにしているのか。他の消防機関との連絡会議などを設けて、それについて話し合いをしているのかどうかお聞きします。

また、消防本部への市民からの意見受付方法はどのようなものがあるか。そして、それを市民に対して広報しているのかどうかお聞きします。

第3について。物品の購入などについて聞きます。

まず、芦森工業関連の動向とそれへの対策ですが、芦森工業は消防用ホースの検定において不正な検査を行っていました。その後においてはこの件についてどのような対策がなされたのか聞きます。

次に、入札における高落札率への改善対策。消防本部の物品の購入に際して、落札率が相当に高いものがあります。それに対しては問題があると思ってきました。それへの対策はどのようにしているのか質問します。

それから、今年度の1,000万円以上の各落札率と平均落札率について答弁をお願いします。

次に、消防検定協会ですが、消防検定協会のその後と消防本部の検査実施体制について聞きます。消防検定協会は消防品の検査をしていますが、その検査は形式的になることがありますので、注意を必要とします。法的にも整備がされて、必ず消防検定協会の検査をしなければならないという面も少なくなっております。今後の消防本部の検査実施体制について聞きます。

第4として、その他ですが、まず最初に消防職員委員会の今年度の活動状況と課題についてお聞きします。消防職員委員会の今年度の活動状況、それからどのような課題があったのかについて答弁をお願いします。

そして、この消防職員委員会の活動の内容を市民へ公表しているかどうか。公表していないなら今後の公表の予定はどうかをお答えください。

次に、公益通報についての実情と課題ということで聞きます。公益通報、この実績はどの程度消防本部に対してあったのか、また市民へのこのことの広報についてはどのように考えているのか聞きます。

次に、J A L E R Tなどの通信についての取り組みと今後の課題ということで聞きます。消防組合としては緊急時の情報を的確に、早く把握するのはとても大切なことでもあります。また、自治体との協力がこの面では必要になってくると思います。現実にはどのように今行っているのか聞きます。

Em NetについてのL G W A N（ローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワーク）ですが、これの具体的使用内容とその使用実績はどのようなことになっているかお聞きします。

以上です。

○議長（檀谷正彦君） 鈴木消防長。

○消防長（鈴木義信君） 消防長の鈴木義信でございます。藤崎良次議員の質問にお答えいたします。

耐震対策についてのご質問ですが、最初に消防本部の耐震対策項目についてお答えいたします。消防署所の耐震対策につきましては、発災時の出動等に支障を来すことがないように庁舎等について耐震対策を講じる必要がございます。平成2年8月2日付で消防本部及び署所に備品等の転倒落下防止対策に伴う状況調査を行いまして、その結果、物品整理庫76台、大型ロッカー類245台、二段ベッド26台、洗濯機1台、乾燥機12台、テレビ1台、電子レンジ5台、パソコン用プリンター6台が転倒防止措置対象となっております。

次に、実施内容と今後の課題についてお答えします。現在までに物品整理庫76台中66台、大型ロッカー類245台中237台、二段ベッド26台中6台が転倒防止措置を完了しております。

また、佐倉消防署角来出張所に関しましては、23年3月の工事完了後引っ越し作業を行いますので、引っ越し作業完了後早急に転倒防止措置を行います。

転倒防止措置の方法につきましては、金具等により床、壁、下地コンクリート等に直接ボルトで固定し、また左右に同等の備品がある場合には金具で連結して固定をいたしました。二段重ねの場合は

上下を連結して、床や壁等に固定いたしました。また、直接壁に固定できない場合は、背合わせに連結し、倒れないように奥行きを広くするようにいたしました。

今後の対応といたしましては、定期的に備品等の設置状況を確認するとともに、更新等により備品を購入した場合などは、納入に合わせ業者による転倒防止措置を施工させるなどの検討を行います。

次に、角来出張所の工事状況についてお答えします。佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事につきましては、解体工事及び躯体の補修工事が増加したことによりまして、工期を平成 23年 3月 18日まで延長いたしました。現在建具等の取り付け及び大工工事を行っております。

非飛散性アスベストにつきましては、1階及び2階の廊下において非飛散性アスベストを含有するビニール床タイル、車庫、トイレ等の天井及び玄関のひさしに非飛散性アスベストの石綿スレートが使用されておりましたため、石綿含有産業廃棄物の処理基準に基づき処分いたしました。また、解体工事の際、旧指令課棟の外壁にアスロック及び別棟倉庫の壁にフレキシブルボードが使用されており、これらにつきましては非飛散性アスベストに該当することが判明いたしましたため、廃棄物の処理基準に基づき処分いたしました。

処理方法につきましては、撤去建物をアスベストが飛散しないようシート等で囲い、手作業により解体、袋詰めをして搬出し、市原市内の千葉県許可施設において処分いたしました。

次に、消防業務への理解促進等についてのご質問ですが、最初に、市民に理解を求めるための実施項目についてお答えいたします。

消防の業務について市民に理解を求めるための実施項目につきましては、組合公式ホームページ及び組合広報紙への記事の掲載が考えられます。その内容につきましては、消防隊、救急隊等の活動、車両の紹介等、近隣消防本部等の動向を踏まえながら研究、検討してまいります。

次に、消防業務活動中の具体的実施項目についてお答えいたします。消防隊による救急支援出動につきましては、平成 22年 1月に救急支援出動中というマグネットシート製の表示板を各署所第 1 小隊の消防ポンプ自動車 9 台分を作成し、救急支援出動時に車両の両サイドへ貼付しております。

また、消防水利の点検を実施している際におきましても、「消防水利点検中」という表示板を車両の前後に貼付して市民の理解及び協力を求めています。

次に、消防車、救急車等への表示についてお答えいたします。消防ポンプ自動車への A E D 積載につきましては、救急支援出動と同様の方法で、「A E D 搭載」というマグネットシート製の表示板を車両の両サイドへ常時貼付しております。

救急自動車のハイメディック及びパラメディック等の表示につきましては、各メーカーの商標登録でありますことから、平成 18年度以降の導入車両には表示がございませんが、現行車両 12台のうちハイメディック表示が 4 台、パラメディック表示が 2 台の計 6 台につきましては表示されております。

また、救急車への A E D、心電図等の高度救命処置用資機材の積載表示につきましては、全国的な標準仕様を採用しておりますことから、車両外部への表示につきましては、消防組合名、所属名を車

両の両サイドと後尾に、消防組合エンブレムを両サイドに表示しておりますほか、マグネットシート製の「救急車の適正利用にご協力をお願いします」という表示を車両後部に表示しており、現在のところ高度救命処置用資機材等の積載品につきましては未表示であり、全国の消防機関におきましても同様でございます。

なお、車両更新時の機会をとらえ、消防組合公式ホームページ、組合広報紙等を活用いたしまして、積載品を含めて更新車両の紹介をいたしているほか、各種イベントにおきましても車両を展示し、市民の理解及び協力を求めながら、今後も幅広く広報活動を展開してまいります。

他の消防機関との会議の開催につきましては、印旛郡市消防機関におきまして各部門ごとに定期的に会議を開催しており、各種問題につきましてはの検討や情報交換を行っております。

次に、市民からの意見受付方法はどのようなものがあるのか、及び広報はしているのかについてお答えいたします。市民からの各種意見の受付方法といたしましては、電話、来庁、メール等がございます。広報につきましては、組合公式ホームページのトップページに、「ご意見・ご希望はこちら」という表記がございまして、そこからメールにより意見等が送信できるようになっております。

次に、物品購入等についてのご質問ですが、最初に芦森工業関連動向とそれへの対策についてお答えいたします。平成20年10月9日消防用ホースに係る個別検定時の不正行為の発覚後、日本消防検定協会から指導を受け、過去2年間に製造されたすべての型式につきまして、自社による安全検査と性能確認試験から成る安全確認を平成20年12月から実施し、その結果、ふぐあいのある製品につきましては全数を対象に自主回収することとなりました。そして、当組合が保有いたします芦森工業株式会社製の消防用ホース84本に対しましても、平成21年9月に安全検査を実施いたしましたが、すべてのホースにつきまして不正に係る異常はないという結果が報告されました。

その後、84本のうちの44本に対しまして、芦森工業株式会社大阪工場におきまして平成21年10月に性能確認試験を実施いたしましたが、不正に係る異常はないという結果が報告されました。

そして、平成22年1月、全国的に実施された安全確認の結果を日本消防検定協会に報告いたしましたところ、消防用ホース18の型式、消火栓用ホース6つの型式の合計4万本に対しましてふぐあいはたはそのおそれのある製品と確認され、平成22年1月28日付で第1回目の自主回収する旨の公表がされ、当消防組合が保有するホースのうち1つの型式10本が対象となり、平成22年5月11日に他社ホースと交換になっております。

また、平成22年12月22日付で第2回目の自主回収する旨が最終公表され、消防用ホース47の型式、消火栓用ホース5つの型式の合計16万本に対しまして、使用頻度や使用条件等によっては製品寿命に影響を及ぼす可能性がある製品と確認され、前回と同様に無償交換することになり、当消防組合が保有いたしますホースのうち4つの型式94本が対象となり、平成23年2月16日に他社ホースと交換になっております。

次に、入札における高落札率への改善対策についてお答えいたします。消防組合では、平成19年6

月指名競争入札から制限付き一般競争入札に移行いたしました。また、平成 22年 3月から予定価格を公表し、郵便入札を実施しております。

平成 22年度中の消防組合で実施した入札は 38件で、そのうち契約金額が予定価格の 90%を超えるものは 22件となっております。事業別に分類いたしますと、工事請負が 5件、物品の購入が 22件、委託事業が 8件、賃貸借事業が 3件となっております。消防用物品の特殊性から入札に参加できる事業者が限られているものもありますが、以前と比較いたしまして、現在の入札方法に変更することで競争性、透明性が以前より増したものと考えます。

消防組合といたしましては、今後も一般競争入札を継続し、電子入札制度も視野に入れ、実施事業に伴って対象事業者数の確保に配慮しつつ、契約事務の透明性、競争性及び公平性の保持に努めてまいります。

次に、今年度の 1,000万円以上の各落札率と平均落札率についてお答えいたします。平成 22年度の 1,000万円以上の入札件数は 6件ありまして、90%以上の落札率は 4件で、平均落札率は 89.6%でありました。各事業別の落札率につきましては、佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修建築工事が 99.8%、高規格救急自動車購入事業が 97.0%、佐倉消防署角来出張所外構工事が 95.9%、八街消防署庁舎耐震改修及び増改築工事実施設計委託業務が 94.9%、佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修機械衛生設備工事が 76.2%、佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修電気工事が 73.8%でありました。

次に、消防検定協会のその後と消防本部の検査実施体制についてお答えいたします。今後消防ポンプ自動車の検定時におきましては、職員の立ち会いを実施してまいります。

なお、平成 22年度以降消防ポンプ自動車の更新事業はございませんので、検査実績はございません。

次に、消防職員委員会の今年度の活動状況と課題についてのご質問にお答えします。今年度の消防職員委員会は 7月 6日に開催され、審査件数は 7件でございました。審査結果に対する消防長の審査結果は、実施することが適当であるが 4件、諸課題を検討する必要があるが 1件、現行どおりでよいが 2件でありました。審議結果が現行どおりでよいの内訳は、1点目としまして、救助用送排風機の導入についてですが、審議内容の主なものは、今までの使用頻度及び地域性を考えると早急な必要性を感じないというものでした。2点目としまして、火災予防運動時に装着する腕章の取り付け方法の変更についてですが、審議内容の主なものは、現状で支障を来していないと思えるというものでした。消防職員委員会の審議結果につきましては、現在市民には公表はしておりません。

なお、全国的な結果につきましては、総務省消防庁からは公表されておりますが、消防本部単位では公表されておりません。

市民への公表につきましては、消防組合職員の問題であるため、特に必要であると考えておりませんでした。国や県と協議しながら市民への公表について検討してまいります。

次に、公益通報についての実情と課題についてのご質問にお答えします。公益通報については、佐倉市八街市酒々井町消防組合外部の労働者からの公益通報の取り扱いに関する要綱、及び佐倉市八街

市酒々井町消防組合職員等からの公益通報の取り扱いに関する要綱を制定し、平成20年1月1日から施行しておりますが、制定後、現在までこれらに係る公益通報はございません。

市民への公益通報につきましては、組合公式ホームページの例規集に要綱を掲載しておりますが、さらなる広報の方法並びに内部及び外部からの通報しやすい環境づくりについて研究、検討してまいります。

職員への周知といたしましては、要綱制定時に通知をしてございます。

J A L E R Tなどの通信についての取り組みと今後の課題についてのご質問にお答えいたします。J A L E R Tによって伝達される情報につきましては、地震情報、津波情報、火山情報、気象情報及び有事関連情報がございます。これらの情報は、内閣官房、気象庁からの情報を消防庁から地方公共団体の防災行政無線を通じて国民に直接、そして瞬時に伝達するものです。

現在消防組合につきましては、J A L E R Tの整備対象にはなっておりません。

次に、E m N e tにつきましては、総合行政ネットワーク（L G W A N）を利用して国と地方公共団体間で緊急情報の通信を行うものです。接続できる環境につきましては、以前は総合行政ネットワーク（L G W A N）回線に接続している地方公共団体に限られていましたが、今年度から回線の多重化を図るため、インターネット回線による接続も行うことができることとなりましたので、佐倉市に依頼しまして、消防組合におきましても昨年9月から接続が可能となっております。

なお、使用実績につきましては、平成20年4月4日の北朝鮮飛翔体発射の誤報及び4月5日北朝鮮飛翔体発射の情報の2件がありますが、いずれも佐倉市から消防組合に対し情報提供をいただいております。

以上をもちまして藤崎議員への答弁を終わります。

○議長（檀谷正彦君） 藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） 答弁をありがとうございました。二、三再質問をいたします。

耐震対策などについてですが、かなりの台数はロッカーや二段ベッドありましたけれども、大分進んではおりますが、一部まだ実施していないものがあります。これ大体全部完了するのはいつごろになる予定でしょうか。

それで、その完了するまでの間は耐震対策はなされていない形で使用するのか、それとも仮の形で耐震対策を行って、それで使用するのか、その辺についてもわかったらお答えください。

それから、救急自動車に関して、A E Dと心電図等の高度救命処置用資機材の積載表示についてなのですが、これは特に標準のものを使っているのも、全国的にもその表示をしているケースはないということなのですが、救急車の中でA E D、心電図を搭載していないものもあるのでしょうか。要するに、救急車がぱっと来たら、もう標準だから、今現在すべて標準の最新のものに更新されているのか、それとも中にはそうではないものもあるのかどうか。もし、その違いがあるのでしたら、わかりやすく表示するのがよいのではないかと思います。そうすることによって市民には、例えばまだ

積載していないものもあれば、それは早急に積載しなければならないだろうというふうに考える人も多くなって、消防組合に対するいろんな形での協力も得られやすいのではないかというふうに思います。

それから、消防職員委員会についてお聞きします。7月6日に開催されたとのことですが、実施することが適当であるというのが4件あるということですが、具体的にはそれはどういう項目のものが上がって、4件は実施すべきであろうということになったのか、その具体的内容についてお聞きします。

それから、現行どおりでよいという中で、救助用送排風機の導入というのがあるようなのですが、職員委員会で意見が出たということは、排風機の数が十分でないのか、性能が十分でないのかわかりませんが、酸欠のような状態の中に救助に行ったりすることは非常に多いと思いますので、このようなことについては非常に今必要度もあると思いますので、具体的に、どうしてこれは現状のままでもよいというふうになったのかお聞きします。

（「議長、再質、一問一答でやらないと、答弁するほうだっわかんなくなっちゃうんじゃねえか。質問した人だっわかんなくなっちゃうだろう。一問一答」と呼ぶ者あり）

○1番（藤崎良次君） 質問の回数が3回ということで決まっているようなので、一通り質問していますが、こちらのほうでは十分内容的には整理されていますので。

○議長（檀谷正彦君） 続けてください。

○1番（藤崎良次君） あと、腕章の取り付け方法の変更についてということですが、具体的に、この提案された内容はどのようなよい点があるのか、その辺についてお答えください。

それから、消防職員委員会については、国の消防庁ですが、全体的には公表しているということですが、消防本部単位ではまだ公表されていないということです。しかしながら、職員組合が消防組合にはないわけですが、それは法令の定めに従ってないわけですが、そうしますと非常に内部が閉鎖的というふうに、一見誤解する人もおりますので、具体的には消防職員委員会でこういう自分たちの労働環境、仕事の環境についてもいろいろ意見を出し合っているのだということを外部の方にも示していただいて、閉鎖的な職場ではないということを印象づけるのがよい職員を採用できるということにもつながると思いますので、またいろんな形で協力もお願いできると思いますので、これについてはしっかりやっていただきたいと思います。

それから、通信の関係ですが、詳しく答弁をありがとうございました。J A L E R TとE m N e t、これに載ってくる情報の差というか、それはどういうものがあるのでしょうか。また、E m N e tは双方向でできるのですか。その辺の使い勝手といいますか、現実的な異なる点、これはどのような点があるのかお聞きします。

以上です。

○議長（檀谷正彦君） 総務課長。

○総務課長（今井定男君） 総務課長の今井定男でございます。藤崎議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の耐震補強でございますが、残りの耐震補強が終わっていない箇所につきましては、本部庁舎の物品整理庫でございます。おくれた理由でございますが、この本部庁舎につきましては免震構造でございますので、どうしても各出先の署所を耐震補強してということで一番おくれましてしまいました。その結果によっておけていますので、これ早急に対応したいというふうに考えます。

次に、消防職員委員会の適当であるという4件というご質問でございますが、まず1点目につきましては、防火衣の中隊長用の腕章の着用ということで、火災現場におきまして大隊長、いわゆる指揮隊長の下に所轄の中隊長が出るわけですけれども、その識別をはっきりするために腕章をつけたほうがいいのではないかとということで、これは適当であるということです。次に、50ミリホース及びクアドラフォグノズルの採用ということで、これは水損の防止、あるいは軽量化等の観点から50ミリホース、あるいはクアドラフォグノズルの導入を提案されたものでございます。次に、もう一点につきましては音楽隊の養成ということで、現状音楽隊33名いるわけですけれども、これを、どうしても演奏多くなりますと、時間外手当等が多く発生したりしますので、少数精鋭にして音楽隊のレベルアップを図ったらどうだということの提案でございます。もう一点につきましては、救急隊員の反射ベルト、38センチ幅、これいわゆる身に巻くベルトの導入ということで、救急隊員の腰椎防止あるいは搬送時などに緩んでしまいますので、こういった現状の消防隊と同じようなベルトを配付していただきたいという要望の以上の4件が実施することが適当であると採択された4件でございます。

あと次に、救助用送排風機の導入でございますが、これにつきましてはエンジン付の強力な排送風機です。これを導入したらどうかということなのでございますが、現状で送風機は配備してございます、電動の。ただしこれについてはエンジン付のほうが強力でございますので、こちらということなのですが、今度は消防車への積載の問題が出てきます。積載のスペースがなかなか確保できないという問題、あるいは耐火建築物であれば非常に有効であるけれども、現状のこの佐倉においては実績等もないので、現状でいいのではないかと結論で、委員会のほうでは現行どおりでよいと。

次に、火災予防運動の腕章でございますが、これは現状腕章をやっておりますが、これはマジックテープ式のものにして、いろんな、例えば救急車の適正利用であるとかというコメントを、差しかえできるようにしたらいいのではないかと提案だったのですが、職員からは、今現状で組合章をやっています。この下にまたマジックテープをやるということは非常にやりづらいだろうということで、コスト的にも非常にかかるので、現状でいいだろうという委員会の審議の結果でございました。

あと、外部への公表でございますが、これにつきましては、職員の意見につきましては非常に神経質な部分もございますので、先ほど消防長が答弁いたしましたとおり国あるいは県の職員委員会のほうの担当部局と今後協議して、公表するか否かについては判断してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 警防課長。

○警防課長（篠田啓一君） 警防課長の篠田啓一でございます。

救急車へのAEDの積載についてでございますが、すべての車両に設置されてございます。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 通信指令課長。

○通信指令課長（豊田光弘君） 通信指令課長の豊田光弘でございます。再質問の件につきましてお答えをいたします。

J A L E R T、全国瞬時警報システムとE m N e t、緊急情報ネットワークの相違ということでございますけれども、端的に申しますと、J A L E R Tにつきましては対国民向けということが言えると思います。E m N e tにつきましては地方公共団体と国の間のやりとりをするシステムというふうに解釈すればよろしいかと考えております。具体的にはJ A L E R Tにつきましては、気象庁が作成する気象関連情報、それと内閣官房が作成する有事関連情報に大別されると思います。それとE m N e tにつきましては、これは内閣官房が整備を行っているもので、先ほどの答弁にもございましたとおり総合行政ネットワークを利用した国と地方公共団体のやりとりを行っているものでございます。情報の内容につきましては、武力攻勢事態等における警報避難措置の指示でございます。2点目が国の実施する緊急対策保護措置、これについて情報提供が行われると聞いております。

双方向の問題でございますが、以上申し上げました2点のほかに、被害情報の収集というものがございまして、防災部局担当で、はっきりしたことは言えませんが、そういった情報を逆に求められることがあるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 藤崎議員。

○1番（藤崎良次君） ありがとうございます。

確認なのですが、救急車のほうでAEDはみんなついているということですが、心電図も全部ついているのでしょうか。心電図のことは先ほど言及がなかったものですから。もし心電図がついていないものがあつたらそれなりに表示が必要かなというふうに思いました。

○議長（檀谷正彦君） 警防課長。

○警防課長（篠田啓一君） 警防課長の篠田啓一でございます。

ただいまのご質問ですが、それもすべて積載してございます。

○議長（檀谷正彦君） これにて藤崎良次君の一般質問を終結いたします。

閉会の宣告

○議長（檀谷正彦君） 以上をもちまして、平成23年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 3時49分)